

【別紙1】

# 工 事 請 負 請 書

工 事 名

工 事 場 所

工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

請負代金額  ¥ -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

頭書の工事を、頭書の請負代金額で、次の各項を遵守の上、請負いたします。

1. 上記工事を図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）のご指示に従い施工いたします。
2. 工程表は、仕様書等に基づいて、契約締結日より14日以内に発注者に提出し、発注者の審査を受けます。
3. 工期中は、終始監督職員の指示に従い、発注者の承認を受けた現場代理人が常に監督職員との連絡体制を確保した上、工事一切の事項を処理いたします。
4. 仕様書等において、監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用いたします。
5. 仕様書等において、監督職員の立会の上、施工するものと指定された工事については、当該職員の立会を受けて施工いたします。
6. 支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書を発注者に提出し、不用となった支給材料又は貸与品は、遅滞なく返還し、不用の有無にかかわらず精算にかかる書面を発注者に提出いたします。
7. 故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくははき損し又はその返還が不可能となったときは、指定された期間内に代品を納め若しくは原状に回復し又は損害を賠償いたします。
8. 都合により工事内容が変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止されても異議なく、この場合において、請負代金額を変更する必要があるときは、協議の上、変更されることを承知いたします。
9. 都合により工事内容の全部又は一部を解除された場合においては、工事の出来形部分並びに現場に搬入した工事材料費、労務費、その他の費用は双方協議の上、算出することとし、その出来形部分並びに工事材料等は発注者が取得することを承知いたします。
10. この請負が完成したときは、発注者にその旨を通知し、14日以内に発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、遅滞なく発注者に工事目的物を引渡します。また、発注者の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、遅滞なく発注者に工事目的物を引渡します。
11. 請負代金は、発注者による検査に合格し、発注者に工事目的物を引渡した上、適法な請求書を発注者に提出のうえ受理されてから起算して40日以内に支払われることを承知いたします。
12. 正当な理由による場合以外に、工期中に工事を完成しないときは、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を遅滞金として納付いたします。
13. 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、この場合においては請負代金の10/100に相当する額を違約金として納付いたします。
  - 一 工期中に工事が完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
  - 二 過失により工事を粗雑にしたとき。
  - 三 正当な理由による場合以外に、契約の解除を申し出たとき。
  - 四 この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたとき。
  - 五 前四号に掲げる場合のほか、この請書の各項の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
14. 第12項の遅滞金及び前項の違約金は、請負代金額から控除されても異議ありません。
15. 工事完成後は、発注者の指示に従い自費をもって後片付け、掃除等を完全に行います。
16. 上記に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、変更されることを承知いたします。

平成 年 月 日

発注者 ○○支出負担行為担当官  
○○航空局○○○○長 殿

受注者

印